

平成24・25年度 新城市入札参加資格審査申請要領（設計・測量・建設コンサルタント等）

新城市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の一般競争入札及び指名競争入札に参加するには、入札参加について資格審査を受けなければなりません。

資格審査を希望される方は、当要領に基づき、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）（以下「電子調達システム（CALS/EC）」という。）により、適正な入札参加資格審査申請（以下「申請」という。）を行って下さい。

1 申請者の要件

資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

(1) あいち電子自治体推進協議会に参加している団体に共通する要件

ア 資格審査を希望する業種について、建築設計を希望する方は建築士法第23条に基づく

「建築士事務所」の、一般測量又は航空写真測量を希望する方は測量法第55条に基づく「測量業者」の、若しくは法令等による営業の登録を必要とする場合は、当該登録を受けていること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しないこと。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ないものを参加させることができない。

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

ウ 次に掲げる愛知県税及び国税が未納でないこと。

（愛知県税）

法人の場合：法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）及び自動車税

個人の場合：個人事業税及び自動車税

（国税）

法人の場合：法人税、消費税及び地方消費税

個人の場合：申告所得税、消費税及び地方消費税

(2) 新城市が独自に設定する要件

ア 新城市税に未納がないこと。（ただし、新城市に納税義務がある事業者に限る）

2 申請の方法

(1) 申請を行おうとする者は、電子調達システム（CALS/EC）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

入力にあたっては、上記ポータルサイトに掲示（上記ポータルサイトの「操作手引書／チ

ュートリアル」タブ →「入札参加資格審査申請」) されている、入札参加資格申請の操作手引書 (以下「操作手引書」) を参照して下さい。

- (2) 申請は、支店等の有無にかかわらず、電子入札コアシステムに対応した民間認証局が発行する、代表権のある者の名義のICカードで行ってください。
- (3) 新城市と契約する営業所については、本店 (本社) 以外に支店や営業所等を開設している場合でも、本店 (本社) を含めてどこか1つの営業所で申請してください。(複数の営業所等の申請はできません)
契約を締結する営業所は、当該営業所において申請を希望する業種の営業を営むことを認められていることが必要です。
- (4) 申請内容の入力にあたっては、画面上の注意、申請者操作手引書及び「申請上の注意点」に従って下さい。
- (5) 申請内容の送信後、速やかに4 (1) に示す別送書類を送付してください。

3 受付期間

(1) 定時受付

平成24年1月4日 (水) ~平成24年2月15日 (水)

平日 (日曜日及び土曜日、祝日を除く。) の午前8時から午後8時まで

早めの申請にご協力下さい。

(2) 随時受付

平成24年4月2日 (月) ~平成26年1月31日 (金)

平日 (日曜日及び土曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。) の午前8時から午後8時まで

※ 平成24年4月11日 (水) から平成24年5月2日 (水) までは、システム更新のため、受付を一時停止します。

受付の再開は、平成24年5月7日 (月) からになります。

4 別送書類

データ送信後、(1) に記載する書類を各1部、(2) に記載する期日までに郵送により提出してください。また、郵送する封筒に、データ送信後の到達確認画面でちょうひょう印刷できる「別送書類送付票」を貼って送付して下さい。

別送書類 (各種証明書等) は、申請日において発行日より3か月以内のものに限ります。(鮮明であれば写し可)。

(1) 提出する書類等

ア あいち電子自治体推進協議会に参加している自治体との共通審査項目に関する書類

申請先自治体の中から、代表して申請要件を審査する自治体 (以下「代表審査自治体」) が申請画面で示されますので、その自治体が審査を行うこととなります。

書類名	摘要	
登記事項 証明書 等	代表審査自治体が 【新城市】の場合	<p>①法人の場合 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本</p> <p>②個人の場合 代表者の身元証明書 （本籍地の市区町村長が発行する身元証明書。日本国籍を有しない方は外国人登録証明書） 及び 代表者の登記されていないことの証明書 （全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口にて発行。また、東京法務局では郵送申請も可能。）</p> <p>上記の書類を（3）の提出先に送付して下さい。</p>
	代表審査自治体が 【新城市】以外の場合	<p>・上記の書類を、申請画面で表示された代表審査自治体に送付して下さい</p>
納税証明書 （国税）	代表審査自治体が 【新城市】の場合	<p>納税証明書（「その3の2」又は「その3の3」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の方は「その3の2」 ・法人の方は「その3の3」 <p>・納税証明書は、本店所在地を管轄する税務署（窓口又はオンライン）で交付を受けることができます。</p> <p>・上記の書類を（3）の提出先に送付して下さい。</p>
	代表審査自治体が 【新城市】以外の場合	<p>上記の書類を、申請画面で表示された代表審査自治体に送付して下さい</p>
納税証明書 （県税）	代表審査自治体が 【愛知県】の場合	<p>提出書類は不要です。</p> <p>申請時に入力した課税番号で確認します。</p> <p>※ただし、納税状況が確認できない場合は、愛知県県税事務所発行の納税証明書を求めることがあります。</p>
	代表審査自治体が 【新城市】の場合	<p>次のいずれかの書類を（3）の提出先に送付して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと用） ・愛知県に納税義務がないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」
	代表審査自治体が その他の場合	<p>上記の書類を、申請画面で表示された代表審査自治体に送付して下さい</p>

イ 新城市が独自に設定する要件に関する書類

書類名	摘要
納税確認 (市税)	提出書類は不要です。 ※ただし、納税状況が確認できない場合は納税証明書を求めることがあります。

※【新城市】が「代表審査自治体」である場合以外は、新城市への別送書類の送付は不要です。

なお、申請先自治体間で必要となる別送書類が違う場合がありますので、電子申請を行う前に事前に別送書類を確認してください。新城市以外の申請先自治体が必要とする別送書類については、データ送信後の到達確認画面で確認できます。

(2) 提出期日

データ送信後の申請内容の修正は受け付けられません。

① 定時受付

入札資格申請の入力内容の送信日から7日以内必着。入力内容のデータ送信日と同日の発送にご協力下さい。

(ただし、最終提出期限は、平成24年2月20日(月)必着。)

② 随時受付

入札資格申請の入力内容の送信日から7日以内必着。入力内容のデータ送信日と同日の発送にご協力下さい。なお、7日以内に別送書類の提出がない場合は、不受理となることがあります。

※平成24年4月11日(水)から平成24年5月2日(水)までは、システム更新のため、入札参加資格申請の受付を一時停止します。

受付の再開は、平成24年5月7日(月)からになります。

※上記①、②の提出期日の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの間に当たる場合はその日以後の最初の平日とします。

(3) 提出先

〈 新 城 市 〉 〒441-1392 愛知県新城市字東入船6-1
新城市役所 総務部契約検査室
TEL 0536-23-7614
Eメール cals-ec@city.shinshiro.lg.jp

5 資格審査

資格審査は、前記「1 申請者の要件」を満たしていることを確認します。

6 審査状況照会

電子調達システム(CALS/EC)にアクセスして審査の進捗状況を参照することができます。

「入札参加資格申請(本人による申請)の照会/補正」 → 「申請状況照会/補正申請/取下げ申請」から、現在の状況を確認することができます。(操作手引き書6.1を参照して下さい)

なお、別送書類及び申請内容に不備等がある場合には、申請先自治体から補正指示が出されている場合があります。データ送信後、必ず、審査の進捗状況を確認してください。(補正申請をしない場合、不受理となる場合があります。)

7 審査（格付）結果

電子調達システム（CALS／EC）にアクセスして審査結果を参照することができます（書面による通知は行いません）。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会・補正」 → 「格付結果照会」
（操作手引き書 11.2 を参照して下さい）

なお、定時受付の場合は、平成 24 年 3 月末に審査終了のメールが送信される予定です。

8 資格の有効期限

入札参加資格決定の日（定時受付分は平成 24 年 4 月 1 日）から平成 26 年 3 月 31 日まで有効とします。

ただし、平成 26 年 4 月 1 日（火）以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前に入札参加資格は、なおその効力を有します。

9 会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱いについて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条の規定による特定調達契約の対象となる競争入札参加資格者として認められた方であって、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始決定又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始決定を受けた方は、再度の入札参加資格申請をし、認定を受ける必要があります。

10 入札参加資格決定後における登録内容の変更について

登録内容に変更等が生じた場合は、下記のとおり速やかに変更の手続きを行ってください。

ただし、定時受付分に係る申請後の変更は、平成 24 年 4 月 2 日（月）以降に受け付けます。

（1）申請方法

〈下表変更等事項中①から⑫の事項〉

電子調達システム（CALS／EC）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信して下さい。

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

（2）添付書類（各種証明書等）

下表のとおり

（3）提出期日

データ送信日から 7 日以内。

※提出期日の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び 1 2 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの間に当たる場合はその日以後の最初の平日とします。

（4）提出先

〈 新 城 市 〉 〒441-1392 愛知県新城市字東入船6-1
新城市役所 総務部契約検査室
TEL 0536-23-7614

変 更 等 事 項		添 付 書 類 (別送書類)
①商号又は名称(支店営業所を含む。)		なし
②所在地、郵便番号又は電話番号(支店営業所を含む。)		なし
③業種追加に関する事項		なし
④登録等に関する事項		なし
⑤資本金(法人のみ)		なし
⑥本店代表者の職名又は氏名 ※代表者氏名の変更の場合、別にICカードの変更・登録が必要です。	法人	登記事項証明書(現在事項証明書又は履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本 登録時に示された代表審査自治体に郵送して下さい。
	個人	次のア及びイの両方が必要です。 ア 代表者の身元証明書 (本籍地の市区町村長が発行する身元証明書 (日本国籍を有しない方は外国人登録証明書) イ 登記されていないことの証明書 全国の法務局・地方法務局(本局)の戸籍課の窓口で発行しております。 登録時に示された代表審査自治体に郵送して下さい。
⑦契約を締結する支店代表者の小区名又は氏名		なし
⑧電話番号、FAX番号又はEメールアドレス		
⑨ 廃業又は取下げ		なし
⑩ 個人から法人への組織変更		登録等を必要とする場合は、法人の登録等を証する書面
⑪ 合併、営業権譲渡等による事業の承継		<ul style="list-style-type: none"> ・法人の登録等を証する書面 (登録等が必要な業種を希望する場合に限る。) ・登記事項証明書 ・合併・営業権譲渡等契約書の写し ・法人の規模により合併・営業権譲渡等に関する公正取引委員会の届出受理書の写し
⑫ 相続による事業の承継		<ul style="list-style-type: none"> ・相続関係を証する書面(戸籍謄本等) ・相続人の登録等を証する書面の写し (登録等が必要な業種を希望する場合に限る。)

変更事項⑩～⑫については、営業の同一性が認められる場合のみ入札参加資格を承継することができます。

また、内容確認のため上記以外の添付書類を提出していただく場合や、内容確認のため御来庁していただく場合があります。

※ 電子調達共同システム（CALS/EC）の利用規約「代表者が変更になった場合の利用者ICカード登録手順」を参照して下さい。

1.1 その他

- (1) 申請に際し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は、指名停止措置や入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。
- (2) 申請後、確認のために申請内容を証明する書面の提示（提出）を求められることがありますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。
また、証明書面は、入札参加資格の有効期限内は保管しておいてください。
- (3) 当該申請に基づく入札参加資格者名簿を電子調達システム（CALS/EC）」の入札情報サービスで公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。

【申請上の注意点】

あいち電子調達共同システム（CALS/E C）

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

申請内容の入力を行う前に、各申請先自治体の申請項目、別送書類等をご確認ください。

申請の際は、操作手引書（上記ポータルサイトの「操作手引書」タブ → 「入札参加資格審査申請」 → 「5-6 設計・測量・建設コンサルタント等新規申請」）に従って下さい。

1 申請者情報入力

- ・登記上の所在地と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を入力してください。
- ・入力欄には、プルダウンメニューで選択した以降の住所のみ入力して下さい。
（名古屋市の場合、区までプルダウンメニューで選択して下さい。）

（例）

愛知県 ▼ 名古屋市 ▼ 中区 ▼ 三の丸3-1-2

※ 市制施行に関係する方（長久手町）の住所入力は、市制施行後の住所（長久手市）で申請して下さい。

- ・フリガナ

「カブシキガイシャ」や「(カブ)」は入力せず、社名のみのフリガナを入力して下さい。

- ・代表者職氏名

個人事業主の場合、「代表者職氏名 (役職)」は空欄にして下さい。

- ・連絡先

補正指示や審査終了などのメールがこのE-Mailアドレスに送られますので、入力内容に注意して下さい。

2 契約営業所入力

(1) 所在地

契約を締結する営業所の住所は、通常統一的に使用する住所を記入して下さい。

入力欄には、プルダウンメニューで選択した以降の住所のみ入力して下さい。

（名古屋市の場合、区までプルダウンメニューで選択して下さい。）

（例）

愛知県 ▼ 名古屋市 ▼ 中区 ▼ 三の丸3-1-2

※市制施行に関係する方の住所入力については「1 申請者情報入力」と同様です。

(2) 契約を締結する営業所を本店（本社）以外とする場合の委任事項

委任期間は平成24年4月1日から入札参加資格の有効期限（平成26年3月31日）までとします。

(3) 申請を希望する業種

申請を希望する業種を選択して下さい。

ア 設計の申請を希望する業種は、「1 建築設計」「2 設備設計」とします。

イ 測量の申請を希望する業種は、「3 一般測量」「4 航空写真測量」とします。

ウ 建設コンサルタントの申請を希望する業種は、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録部門のうち、「5 河川、砂防及び海岸・海洋」「6 港湾及び空港」「7 道路」「8 上水道及び工業用水道」「9 下水道」「10 農業

土木」「11 森林土木」「12 水産土木」「13 造園」「14 都市計画及び地方計画」「15 土質及び基礎」「16 鋼構造及びコンクリート」「17 建設環境」とします。

エ 「18 地質調査」とは、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）による土質調査、岩盤調査、物理探査、試験・計測等をいいます。

オ 補償コンサルタントの申請を希望する業種は、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の登録部門のうち、「19 土地調査」「20 土地評価」「21 物件調査」「22 事業損失」とします。

業務	コード	業 種	業務	コード	業 種
設計	1	建築設計	建設コ ンサル タント	1 2	水産土木
	2	設備設計		1 3	造園
測量	3	一般測量		1 4	都市計画及び地方計画
	4	航空写真測量		1 5	土質及び基礎
建設コ ンサル タント	5	河川、砂防及び海岸・海洋		1 6	鋼構造及びコンクリート
	6	港湾及び空港		1 7	建設環境
	7	道路		地質調 査	1 8
	8	上下水道及び工業用水道	補償コ ンサル タント	1 9	土地調査
	9	下水道		2 0	土地評価
	1 0	農業土木		2 1	物件調査
1 1	森林土木	2 2		事業損失	

（4）登録等を受けている事業

申請時まで、次のア～ケの登録を受けているものについて、登録番号（数字のみ）及び登録年月日を入力してください。（年度、登録官公庁名は入力しないでください。）

「1.（1級・2級）建築士事務所」については、「級」を選択してください。

「3. 建設コンサルタント」については、登録を受けている部門の登録番号（数字のみ）及び登録年月日を入力してください。

ア 「1.（1級・2級）建築士事務所」

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合

イ 「2. 測量業者」

測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合

ウ 「3. 建設コンサルタント」

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合

エ 「4. 地質調査」

地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合

オ 「5. 補償コンサルタント」

補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受け

ている場合

カ 「6. 不動産鑑定業者」

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合

キ 「7. 土地家屋調査士」

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて入力してください。）

ク 「8. 司法書士」

司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合

ケ 「9. 計量証明事業者」

計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合

3 共通情報入力

自己資本額、損益計算書、貸借対照表については、財務諸表等の写し（現況報告書及び決算報告書等）を参考に千円未満は切り捨てて入力してください。

(1) 年間実績高

ア 資格審査を希望する業種のみ入力してください。資格審査を希望しない業種の実績については、「その他」欄に入力してください。

イ「直前2年度分決算」とは、直前1年度決算の前の決算を、「直前1年度分決算」とは、申請日直前に確定した決算を含む過去1年間の決算を、「直前2年間の平均実績高」とは、両決算の合計を2で除して得た額（千円未満四捨五入）を入力してください。

ウ 営業年度（決算日）の変更等で1年に満たない決算がある場合は、以下の例により不足月数分を直前3年度分の決算の売上から補充し算定してください。

(例) 直前1年度の不足月数が3月の場合

$$\frac{(\text{直前3年度分決算} \times 3 / 12) + \text{直前2年度分決算} + \text{直前1年度分決算}}{2}$$

=直前2年間の年間平均実績高

エ 新規に営業を開始することにより2年間に満たない場合は、以下の計算式により算定してください。

各営業年度の実績高の合計額 / 2 = 直前2年間の年間平均実績高

オ 個人から法人へ組織変更した場合で、経営に同一性を保持していると認められる場合又は他の企業を吸収合併した場合は、前営業体又は吸収合併前の各企業の売上も通算してください。

※ 各売上・収入等実績は当該事業に係るもののみを入力し、建設業及び物品製造業等の実績は含めないでください。また、各々の金額については、消費税及び地方消費税を含まない額（消費税抜き金額）を記入してください。

(2) 自己資本額

ア 「払込資本金」欄には、法人にあつては払込み済みの額を、個人にあつては次期繰越資本金を入力してください。

「準備金・積立金」欄には法定準備金（資本準備金及び利益準備金）と任意積立金（退職

手当積立金等)との合計額を入力してください。(剰余(欠損)金処分は0として下さい。)

「次期繰越利益(欠損)金」欄には繰越利益剰余金の額を入力してください。

イ 「直前決算」及び「剰余(欠損)金処分」の各欄については、申請日直前の決算より入力し、「決算後の増減」欄については、当該直前決算日から申請日までの間における増減額を入力してください。

(3) 損益計算書

「税引前当期純利益」欄は、直前1年度分決算により入力してください。

(4) 貸借対照表

「流動資産」、「流動負債」、「固定資産」及び「総資本額(資産合計)」の各欄は「計算」を押下すると自動計算されます。

(5) 経営比率

「総資本純利益率」、「流動比率」及び「自己資本固定比率」の各欄は、「計算」を押下すると自動計算されます。

(6) 営業年数

「営業年数」欄には、申請を希望する業種に係る事業開始日(2以上の申請業種の場合は最も早い開始日)から申請日までの期間とし、当該業種で中断した期間を控除した期間(1年未満の端数は切り捨て)を入力してください。

また、組織変更、家業相続等が行われ、かつ、現企業と前企業(前営業体)との同一性を保持していると認められている場合は、前企業(営業体)の創業時をとることができます。

なお、吸収合併の場合には、存続会社の営業年数とし、新設合併の場合は消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとしてください。

(7) 常勤職員数

申請日現在において常時雇用している従業員の数を入力してください。

「技術職員」及び「事務職員」の各欄には、申請日現在において常時雇用している従業員の内、専ら設計・測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「その他の職員」欄には、それ以外の職員(兼業部門等職員)の数を入力してください。

なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項(定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等)を有することをいいます。

友好・協力関係にある別企業の職員を記載せず、あくまで自社の職員数のみ記載してください。

(8) 外国資本(50%以上)の有無

外国資本が50%以上の場合には「有」をそれ以外の場合には「無」を選択してください。

(9) 外資状況

外資系企業(日本国籍会社を含む。)のみ「国名」に外国名を、「(比率 %)」内に当該

国の資本比率を入力してください。

なお、「(2) 日本国籍会社 (比率100%)」とは100%外国資本の会社を、「(3) 日本国籍会社 (%)」とは一部外国資本の会社をそれぞれさします。

(10) 適格組合証明

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 (昭和41年法律第97号) 第2条第1項第4号に該当する組合については、中小企業庁 (経済産業局及び沖縄総合事務局) が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を入力してください。

(11) 有資格者数

ア 該当する資格について、別表「有資格者コード一覧」を参照し、申請日現在における該当者の人数を入力してください。

なお、1人で2以上の資格を有している場合は、重複して計上してください。

ただし、1級〇〇・2級〇〇 (建築士については「木造」を含む。) 〇〇士・〇〇士補等については上位のもののみ、技術士については同一部門内でいずれか1つを、また、RC CMについては希望する業種を考慮していずれか1つを選択してください。

イ 「実人数」欄には実際の資格取得者数を入力してください。

合計は、次の「技術者名簿」の人数と一致します。

(12) 技術者名簿

申請日現在における「有資格者数」に該当する資格保有者の氏名とその資格名に付した番号を入力してください。

また、「合計」欄には当該資格の延べ数を、「実人数」欄には実際の資格取得者数を入力して下さい。これら2項目は、「有資格者数」と一致します。

なお、技術者名簿の人数が50人を超える場合は、システムでの受付ができません。「技術者名簿が50人を超える場合にチェックしてください。」の口をチェックし、【別紙様式〇】に示した様式にて技術者名簿を作成し、添付ファイルとして送信してください。

(異なる様式で作成された技術者名簿は受理いたしません。)

技術者名簿には、名前順ではなく、「有資格者コード一覧」の番号順で記載して下さい。

<技術者名簿記載例>

(正)

氏名	番号
東海 一郎	2 1
愛知 二郎	2 1
名古屋 三郎	2 1
愛知 二郎	2 5
東海 一郎	7 0

(誤)

氏名	番号
東海 一郎	2 1
〃	7 0
愛知 二郎	2 1
〃	2 5
名古屋 三郎	2 1

※友好・協力関係にある別企業の職員を記載せず、あくまで自社の職員数のみ記載して下さい。

4 個別情報入力

(1) 希望業種実績

ア 「直前2年間の平均実績高」は、「3年間実績高」の「ウ 直前2か年間の年間平均実績高」と同じ金額を入力してください。

イ 「官庁最高金額」欄は、直前2年間で官公庁で契約したもののうち最高金額のものを入力してください。

ウ 「官庁次位金額」欄は、直前2年間で官公庁で契約したもののうち2番目の金額のものを入力してください。

(2) 株主（出資者）調書

「設計」業務を希望する方のみ入力して下さい。

なお、個人事業主の方は「1株」「1円」を入力して下さい。

(3) 代表取締役又は個人事業主の略歴書

「設計」業務を希望する方のみ記入して下さい。なお、合資会社の無限責任社員の方も含まれます。

なお、「丁目」、「番」および「号」は「全角ハイフン（-）」で入力してください。」

賞罰は、該当のある方のみ入力して下さい。

(4) 税の未納がないことの確認

要領1（1）エにおいて指定する国税、愛知県税及び新城市税について、未納がないときは、「はい」を、そうでないときは「いいえ」を選択してください。

（なお、愛知県または新城市に納税義務のない事業者の方は、「はい」を選択して下さい。）

(5) 納税状況の確認についての同意

要領1（2）アにおける市税を確認することについて同意する場合は、「はい」を選択してください。「課税番号」欄については新城市の場合は入力不要です

」

(6) 申請先自治体との指名・契約実績

申請をする業種について、申請日からさかのぼって2年以内に、新城市から指名通知を受けた実績、及び契約実績がある場合は、「有」を選択し、そうでないときは「無」をそれぞれ選択してください。

別表【有資格者コード一覧】

技術士		技術士補	
<建設部門>		23	<建設部門>
1	土質及び基礎	24	<上下水道部門>
2	土質及び基礎以外の有資格者	25	<農業部門>
<上下水道部門>		26	<森林部門>
3	上水道及び工業用水道	27	<水産部門>
4	下水道	28	<機械部門>
<農業部門>		29	<電気電子部門>
5	農業土木	30	<衛生工学部門>
6	農村環境	31	<情報工学部門>
<森林部門>		32	<応用理学部門>
7	森林土木	33	<環境部門>
8	林業	R C C M	
<水産部門>		34	河川、砂防及び海岸・海洋
9	水産土木	35	港湾及び空港
10	水産水域環境	36	道路
<機械部門>		37	上水道及び工業用水道
11	流体工学	38	下水道
12	交通・物流機械及び建設機械	39	農業土木
13	加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械	40	森林土木
14	(欠番)	41	水産土木
15	上記以外の機械部門の有資格者	42	造園
<電気電子部門>		43	都市計画及び地方計画
16	電気電子部門の有資格者	44	土質及び基礎
<衛生工学部門>		45	鋼構造及びコンクリート
17	水質管理	46	建設環境
18	廃棄物管理	47	上記以外のR C C Mの有資格者
19	(欠番)		
<情報工学部門>			
20	情報工学部門の有資格者		
<応用理学部門>			
21	地質		
<環境部門>			
22	環境部門の有資格者		

その他			
48	1級建築士	75	第2種電気主任技術者
49	2級建築士	76	第3種電気主任技術者
50	測量士	77	環境計量士
51	測量士補	78	エネルギー管理士
52	1級土木施工管理技士	79	公害防止管理者水質関係第1種
53	2級土木施工管理技士（土木）		公害防止管理者水質関係第2種
54	2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）	80	第1種伝送交換主任技術者
55	2級土木施工管理技士（薬液注入）	81	線路主任技術者
56	1級管工事施工管理技士	82	土地区画整理士
57	2級管工事施工管理技士	83	畑地かんがい技士
58	1級建設機械施工技士	84	農業集落排水計画設計士
59	2級建設機械施工技士	85	農業土木技術管理士
60	1級造園施工管理技士	86	地質調査技士
61	2級造園施工管理技士	87	土地家屋調査士
62	下水道技術検定1種	88	司法書士
63	下水道技術検定2種	89	不動産鑑定士
64	下水道技術検定3種	90	不動産鑑定士補
65	（欠番）	91	公認会計士
66	推進工事技士	92	公認会計士補
67	小規模ダム工事総括管理技術者	93	税理士
68	ダム工事総括管理技術者	94	補償業務管理士
69	地すべり防止工事士	95	木造建築士
70	基礎施工士	96	中小企業診断士
71	コンクリート主任技士	97	建築設備士
72	コンクリート技士	98	構造設計一級建築士
73	土木用コンクリートブロック技士	99	設備設計一級建築士
74	第1種電気主任技術者		

〔1人で重複できない資格は、下記の番号の組合せ〕

1と2	3と4	5と6	7と8	9と10
11～15	17～19	34～47	48と49と95	50と51
52～55	56と57	58と59	60と61	62～64
71と72	74～76	79①と②	89と90	91と92
49と95と98	49と95と99			

また、技術士の資格について、次の表の左欄に掲げる資格を有するものは、右欄に掲げる資格を有するものとみなします。

機械部門（流体機械）	機械部門（流体力学）
機械部門（建設、鉱山、荷役及び運搬機械）	機械部門（交通・物流機械及び建設機械）
機械部門（機械設備）	機械部門（加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械）
建設部門（河川・砂防及び海岸）	建設部門（河川・砂防及び海岸・海洋）
衛生工学部門（廃棄物処理）	衛生工学部門（廃棄物管理）
衛生工学部門（廃棄物管理計画）	